

東京都立大学 法科大学院 2026年度入学者選抜
(2年履修課程、一般選抜)

商法・民事訴訟法・刑事訴訟法 試験問題
(2025年10月25日実施)

試験時間 15時00分～16時30分

受験に当たっての注意事項

- (1) 受験中は、机の右上に本学受験票を置いてください。
机上には、受験票、筆記用具、時計(辞書、電卓、端末等の機能があるものや、それらの機能の有無が判別しづらいもの・秒針音のするもの・キッチンタイマー・大型のものは不可。)、眼鏡、ティッシュペーパー(袋から出して中身のみ)、目薬以外の物を置くことはできません(事前協議により認められた者は除く。)
- (2) 解答は、黒インクのボールペン又は万年筆(ただし、インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限る)により行なってください(3年履修課程の第1次選抜とは異なります。ご注意ください)。これ以外の筆記用具で記載された答案、修正液・修正ペン・修正テープが使用された答案は、0点として採点します。黒色以外のボールペン等、マーカー、鉛筆及びシャープペンシルは、問題用紙への書き込みに限り使用できません。
- (3) 携帯電話・スマートフォン又はそれに類する通信機器等は身につけず、必ず電源を切って鞆等の中に入れてください。それらを時計として用いることはできません。また、スマートウォッチ等のウェアラブル端末は身につけてはいけません。
- (4) 耳栓、イヤフォン又はそれに類するものの使用は禁止します。
- (5) 受験中の飲食は禁止します。ただし、水分補給のため、蓋付ペットボトル入りの飲料を持ち込んで飲むことはできますが、机上に飲料を置かず、必ず蓋を閉めて足元に置き、机上にこぼしたり、水滴によって答案用紙を汚損したりしないよう十分に注意してください。ペットボトル以外の缶、瓶、水筒等は認めていません。
- (6) 試験終了時刻までは、試験室から退出することはできません。トイレに行くことも原則として禁止します。ただし、緊急の場合や気分が悪くなった場合等には黙って手を挙げ、監督員の指示に従ってください。
- (7) 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開いてはいけません。
- (8) この問題冊子は表紙を含めて5頁あります。問題冊子を破いたり、ホチキス止めをはずしたりしてはいけません。
- (9) 答案用紙の所定欄に、受験番号、氏名を必ず記入してください。所定欄以外の場所に氏名を記載するなど特定人の答案であることが明らかとなるような行為は一切禁止します。
- (10) 答案用紙は各科目1枚(片面記載)のみ配布しますので、汚損しないよう注意してください。また、解答すべき答案用紙の科目を間違えないように注意してください。
- (11) 配布した「法科大学院試験六法」は回収しますので、書き込みをしたり、頁を折り曲げるなどして汚損しないでください。汚損行為は不正行為とみなします。
- (12) 試験室では監督員の指示に従ってください。不正行為があった場合又は監督員の指示に従わなかった場合には、失格となります。また、他の受験者の受験の妨げとなる行為が認められた場合には、受験中であっても試験室からの退出を命ずることがあります。

以下の各問題にそれぞれ答えなさい。その際、基本的な概念の定義や関係条文は正確に示すこと。

商法 問題

甲株式会社（以下「甲社」という。）は取締役会設置会社であり、監査役設置会社である。甲社の取締役である乙が、在任中に取締役会の承認を得て甲社から金銭を借り入れたが、弁済期に返済しないまま退任してしまった。この場合、甲社は、どのような会社法上の措置をとることができるか。

民事訴訟法 問題

次段落の文章を読んで、後記(1)及び(2)の問いに答えなさい。

XがYを被告とし、甲絵画の売買代金150万円の支払を求める本件訴訟を提起した。本件訴訟の口頭弁論において、Xは甲絵画につきYと代金150万円で売買契約を締結したと主張し、Yは、Xの主張を認めた上で、甲絵画の売買代金150万円は令和7年4月1日に弁済したとの抗弁を主張して請求棄却を求めた。Xは、このYの弁済の主張を争った。

- (1) 主要事実・間接事実・補助事実の定義を述べ、下線部でYが主張する弁済の事実が主要事実・間接事実・補助事実のいずれであるか説明しなさい。
- (2) 裁判所が、証拠調べの結果から、Y主張の150万円の弁済は甲絵画と別の乙絵画の売買代金の弁済であった、という事実につき心証形成したとき、弁論主義との関係で、XもYも主張していないこの弁済の事実を判決の基礎とできるか、説明しなさい。

（刑事訴訟法の問題は次頁）

刑事訴訟法 問題

捜査機関が、覚醒剤取締法違反（覚醒剤自己使用）の嫌疑のある被疑者からその尿の占有を取得するためには、どのような手続を採ればよいか。被疑者の同意が得られる場合と、同意が得られない場合とに分けて、論じなさい。なお、後者においては、必要とされる令状について理由を付して明らかにするとともに、被疑者を病院等の採尿場所に連行するための根拠についても言及しなさい。

以 上